



法務省赤れんが棟（右手前の建物）

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

## ▶ 第1編 犯罪の動向

- 第1章 刑法犯
- 第2章 特別法犯
- 第3章 諸外国における犯罪動向

## 第1節 主な統計データ

令和2年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値を参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

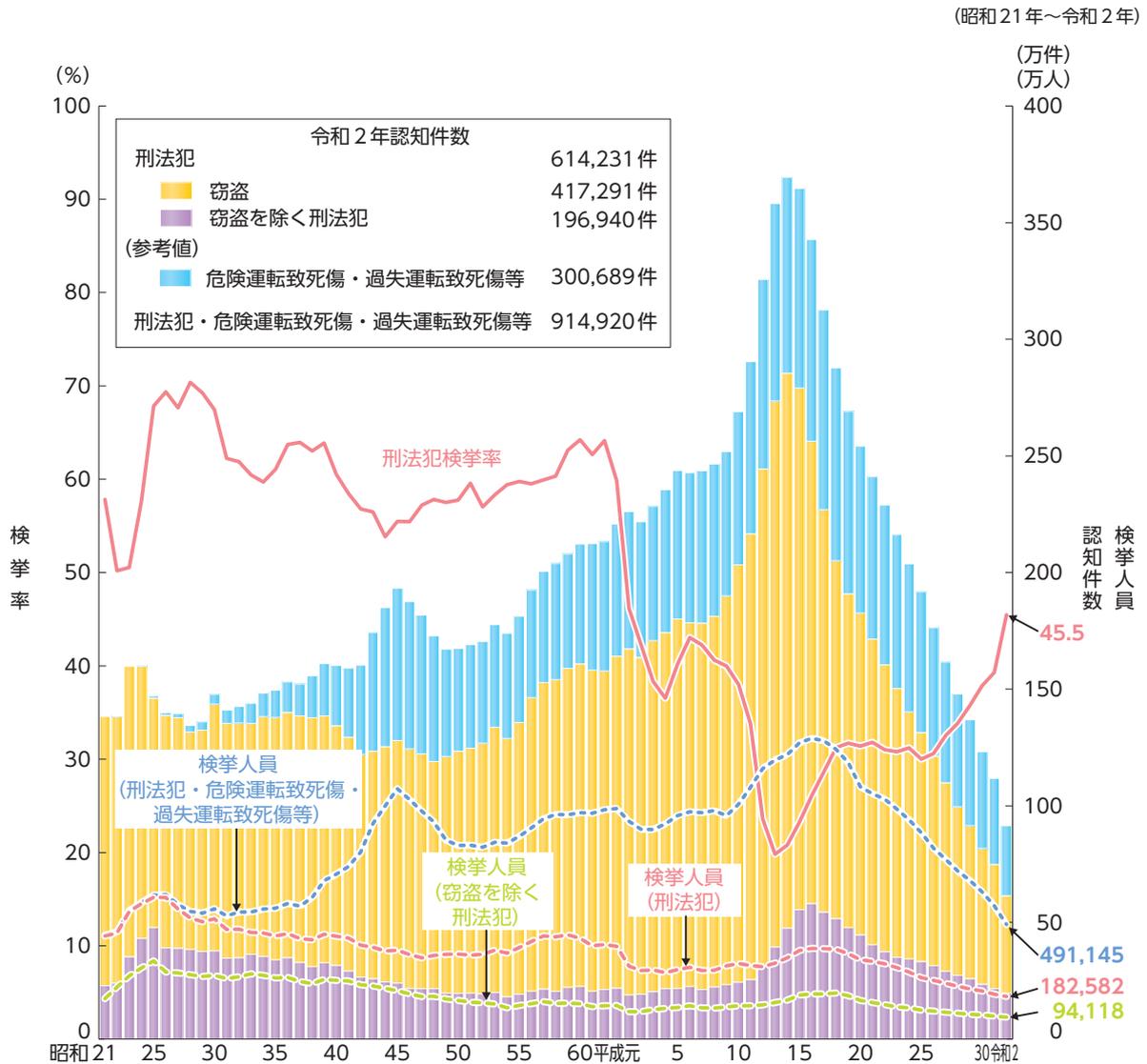
### 令和2年の主な統計データ（刑法犯）

	(前年比)	[平成13年比]
<b>① 認知件数</b>		
刑法犯	614,231件 (−134,328件, −17.9%)	[−77.5%]
窃盗を除く刑法犯	196,940件 (−19,054件, −8.8%)	[−50.2%]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	914,920件 (−202,821件, −18.1%)	[−74.5%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	300,689件 (−68,493件, −18.6%)	
うち危険運転致死傷	730件 (+64件, +9.6%)	
うち過失運転致死傷等	299,959件 (−68,557件, −18.6%)	[−64.5%]
<b>② 検挙件数</b>		
刑法犯	279,185件 (−15,021件, −5.1%)	[−48.5%]
窃盗を除く刑法犯	108,498件 (−4,811件, −4.2%)	[−37.8%]
<b>③ 検挙人員</b>		
刑法犯	182,582人 (−10,025人, −5.2%)	[−43.9%]
窃盗を除く刑法犯	94,118人 (−4,345人, −4.4%)	[−39.8%]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	491,145人 (−80,297人, −14.1%)	[−58.9%]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	308,563人 (−70,272人, −18.5%)	
うち危険運転致死傷	732人 (+79人, +12.1%)	
うち過失運転致死傷等	307,831人 (−70,351人, −18.6%)	[−64.6%]
<b>④ 発生率</b>		
刑法犯	486.6 (−106.7)	[−1,662.1]
窃盗を除く刑法犯	156.0 (−15.2)	[−154.3]
(参考値)		
刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等	724.8 (−161.1)	[−2,088.3]
うち危険運転致死傷・過失運転致死傷等	238.2 (−54.4)	
うち危険運転致死傷	0.6 (+0.1)	
うち過失運転致死傷等	237.6 (−54.5)	[−426.8]
<b>⑤ 検挙率</b>		
刑法犯	45.5% (+6.1pt)	[+25.6pt]
窃盗を除く刑法犯	55.1% (+2.6pt)	[+10.9pt]

注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、**1-1-1-1 図**のとおりである（CD-ROM資料**1-1**参照）。

**1-1-1-1 図** 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。  
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

### 1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、18年連続で減少しており、令和2年は61万4,231件（前年比13万4,328件（17.9%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。同年から令和元年までの5年間に於ける前年比の減少率は平均9.2%であったが、2年は前年より17.9%減少した。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.7を記録したが、15年から低下に転じ、25年からは毎年戦後最低を記録している（**1-1-1-1 図** CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりであるが、窃盗の認知件数・発生率等の減少が著しい。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

		(令和2年)					
罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検 挙 率		
総 数	614,231 (-134,328)	486.6 (-106.7)	279,185 (-15,021)	182,582 (-10,025)	45.5 (+6.1)		
殺 人	929 (-21)	0.7 (-0.0)	913 (-32)	878 (-46)	98.3 (-1.2)		
強 盗	1,397 (-114)	1.1 (-0.1)	1,358 (+32)	1,654 (+50)	97.2 (+9.5)		
放 火	786 (-54)	0.6 (-0.0)	700 (+42)	582 (+63)	89.1 (+10.7)		
強 制 性 交 等	1,332 (-73)	1.1 (-0.1)	1,297 (-14)	1,177 (-1)	97.4 (+4.1)		
凶 器 準 備 集 合	5 (+2)	0.0 (+0.0)	4 (+1)	22 (+17)	80.0 (-20.0)		
暴 行	27,637 (-2,639)	21.9 (-2.1)	24,315 (-1,241)	24,883 (-1,494)	88.0 (+3.6)		
傷 害	18,963 (-2,225)	15.0 (-1.8)	16,890 (-1,097)	18,826 (-1,279)	89.1 (+4.2)		
脅 迫	3,778 (+121)	3.0 (+0.1)	3,299 (+144)	2,862 (+98)	87.3 (+1.0)		
恐 喝	1,446 (-183)	1.1 (-0.1)	1,256 (-32)	1,515 (-23)	86.9 (+7.8)		
窃 盗	417,291 (-115,274)	330.6 (-91.5)	170,687 (-10,210)	88,464 (-5,680)	40.9 (+6.9)		
詐 欺	30,468 (-1,739)	24.1 (-1.4)	15,270 (-632)	8,326 (-517)	50.1 (+0.7)		
横 領	15,542 (-1,712)	12.3 (-1.4)	12,778 (-1,287)	12,073 (-1,203)	82.2 (+0.7)		
遺失物等横領	14,154 (-1,703)	11.2 (-1.4)	11,558 (-1,451)	10,992 (-1,367)	81.7 (-0.4)		
偽 造	2,090 (-233)	1.7 (-0.2)	1,558 (-491)	1,023 (-65)	74.5 (-13.7)		
贈 収 賄	32 (-)	0.0 (-0.0)	24 (-4)	38 (-14)	75.0 (-12.5)		
背 任	62 (+7)	0.0 (+0.0)	58 (+13)	63 (+12)	93.5 (+11.7)		
賭博・富くじ	118 (-149)	0.1 (-0.1)	112 (-143)	495 (+43)	94.9 (-0.6)		
強制わいせつ	4,154 (-746)	3.3 (-0.6)	3,766 (-233)	2,760 (-166)	90.7 (+9.0)		
公然わいせつ	2,463 (-106)	2.0 (-0.1)	1,784 (+14)	1,379 (-85)	72.4 (+3.5)		
わいせつ物頒布等	988 (+14)	0.8 (+0.0)	887 (+7)	568 (+4)	89.8 (-0.6)		
公務執行妨害	2,118 (-185)	1.7 (-0.1)	2,072 (-189)	1,666 (-200)	97.8 (-0.3)		
失 火	227 (-28)	0.2 (-0.0)	126 (+10)	99 (+4)	55.5 (+10.0)		
住 居 侵 入	11,021 (-1,832)	8.7 (-1.5)	6,357 (+25)	3,682 (+226)	57.7 (+8.4)		
略取誘拐・人身売買	337 (+44)	0.3 (+0.0)	335 (+67)	266 (+31)	99.4 (+7.9)		
盗品譲受け等	875 (-14)	0.7 (-0.0)	812 (-22)	709 (-36)	92.8 (-1.0)		
器 物 損 壊	64,089 (-7,606)	50.8 (-6.1)	8,576 (-6)	4,922 (+132)	13.4 (+1.4)		
暴力行為等処罰法	20 (-26)	0.0 (-0.0)	20 (-27)	25 (-31)	100.0 (-2.2)		
そ の 他	6,063 (+443)	4.8 (+0.3)	3,931 (+284)	3,625 (+135)	64.8 (-0.1)		

(参考値)

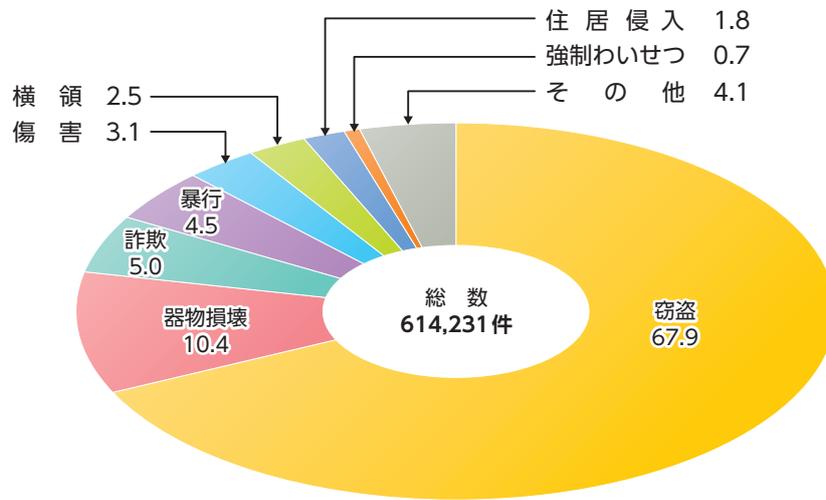
危険運転致死傷	730 (+64)	0.6 (+0.1)	730 (+64)	732 (+79)	100.0 (-)
過失運転致死傷等	299,959 (-68,557)	237.6 (-54.5)	299,959 (-68,557)	307,831 (-70,351)	100.0 (-)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。  
 3 ( )内は、前年比である。  
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

令和2年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和2年)



注 1 警察庁の統計による。  
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

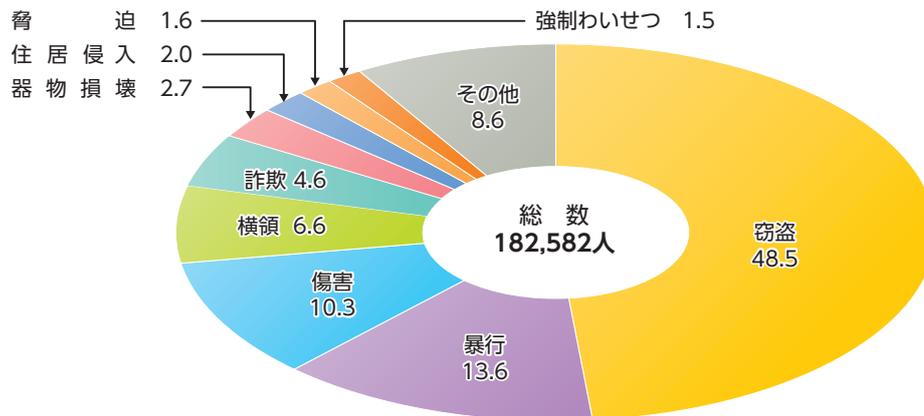
## 2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,297人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和2年は18万2,582人（前年比1万25人（5.2%）減）であった（1-1-1-1図CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和2年)



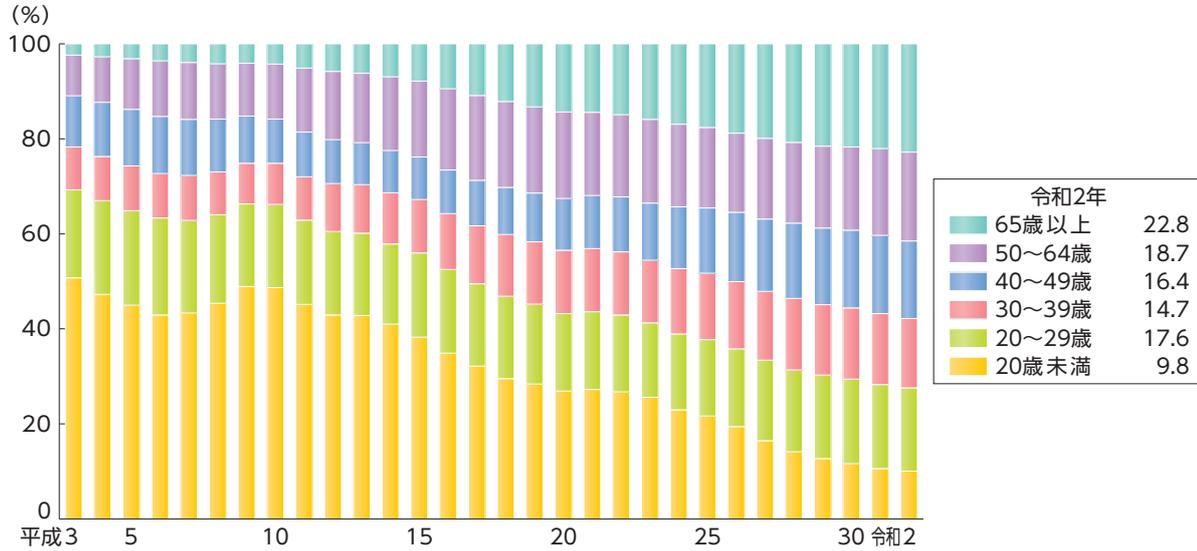
注 1 警察庁の統計による。  
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成3年には2.4%（7,128人）であったが、令和2年は22.8%（4万1,696人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる（高齢者犯罪の動向については、第4編第8章参照）。

一方、20歳未満の者の構成比は、平成3年には50.8%（15万348人）であったが、その後減少傾向にあり、令和2年は、9.8%（1万7,904人）となり、昭和48年以来初めて10%を下回った（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成3年～令和2年)



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

令和2年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和2年)

罪名	総数	男性	女性	女性比
刑法犯	182,582 (100.0)	143,652	38,930	21.3
殺人	878 (0.5)	668	210	23.9
〔嬰兒殺〕	16 (0.0)	2	14	87.5
強盗	1,654 (0.9)	1,525	129	7.8
放火	582 (0.3)	445	137	23.5
暴行	24,883 (13.6)	21,444	3,439	13.8
傷害	18,826 (10.3)	17,108	1,718	9.1
恐喝	1,515 (0.8)	1,375	140	9.2
窃盗	88,464 (48.5)	60,675	27,789	31.4
〔万引き〕	51,622 (28.3)	30,574	21,048	40.8
詐欺	8,326 (4.6)	6,849	1,477	17.7
横領	12,073 (6.6)	10,576	1,497	12.4
遺失物等横領	10,992 (6.0)	9,699	1,293	11.8
偽造	1,023 (0.6)	828	195	19.1
その他	24,358 (13.3)	22,159	2,199	9.0

- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 ( )内は、罪名別構成比である。  
 3 [ ]内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。  
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移していたものの、26年以降再び上昇しており、令和2年は45.5%（前年比6.1pt上昇）であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

令和2年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

第2節 主な刑法犯

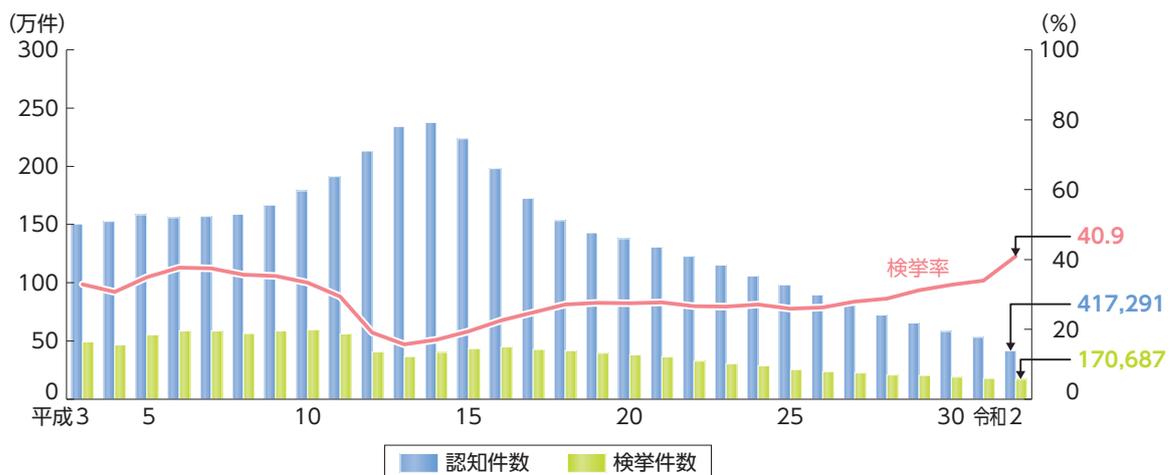
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める（1-1-1-3 図参照）。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-1 図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年（237万7,488件）をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降、毎年戦後最少を更新し、令和2年は、41万7,291件（前年比11万5,274件（21.6%）減）であり、平成27年から令和元年までは前年比8.5～11.2%の幅で減少していたのに対し、2年は前年からの減少幅が大きかった。検挙件数は、平成17年から減少し続けており、令和2年は、17万687件（同1万210件（5.6%）減）であり、認知件数と比べると、前年からの減少幅が小さかった。検挙率は、前年より6.9pt上昇し、40.9%であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-1 図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続け、令和2年は、19万6,940件（前年比1万9,054件（8.8%）減）であり、窃盗の認知件数と比べると、前年からの減少幅が小さかった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和2年は55.1%（同2.6pt上昇）であった（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。

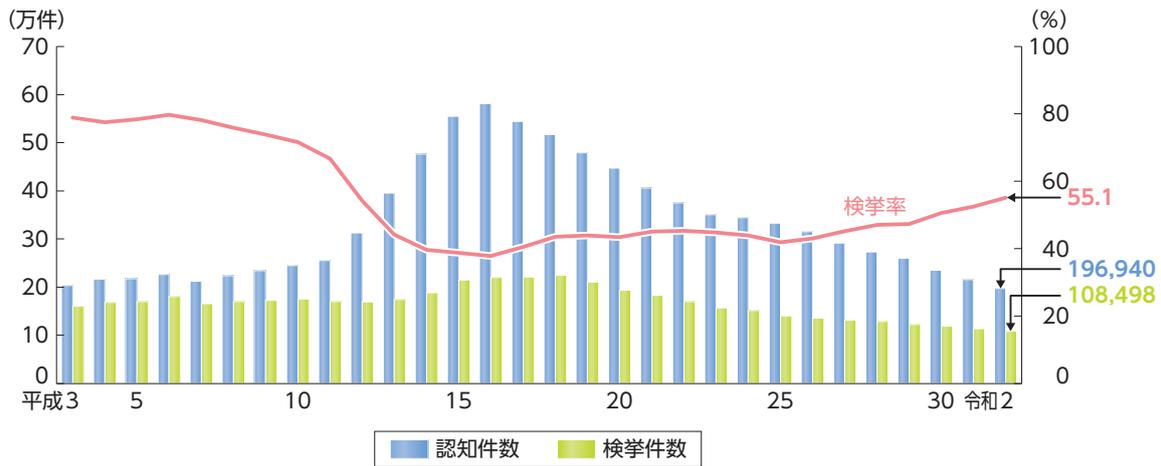
1-1-2-1 図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗を除く刑法犯別）

（平成3年～令和2年）

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯

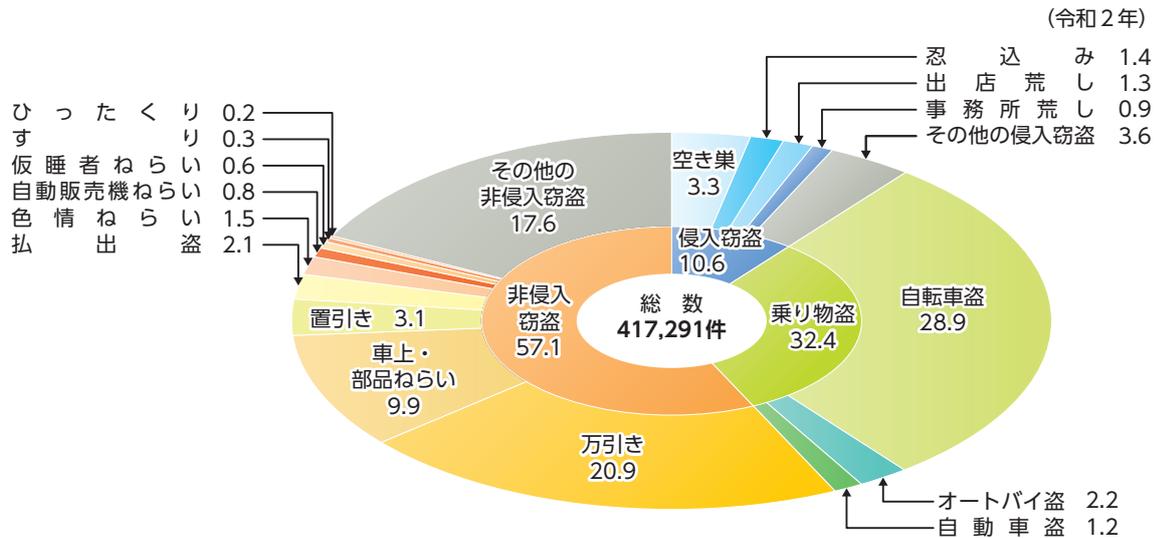


注 1 警察庁の統計による。  
 2 ②の平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

1 窃盗

令和2年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。態様別では、侵入窃盗及び非侵入窃盗は、平成15年から減少し続けている。侵入窃盗は、27年から令和元年までは前年比4.4～14.2%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から23.7%減少し、非侵入窃盗は、平成27年から令和元年までは前年比7.4～10.1%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から17.2%減少した。乗り物盗は、平成14年から減少し続けているところ、27年から令和元年までは前年比10.0～13.4%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から27.8%減少した。

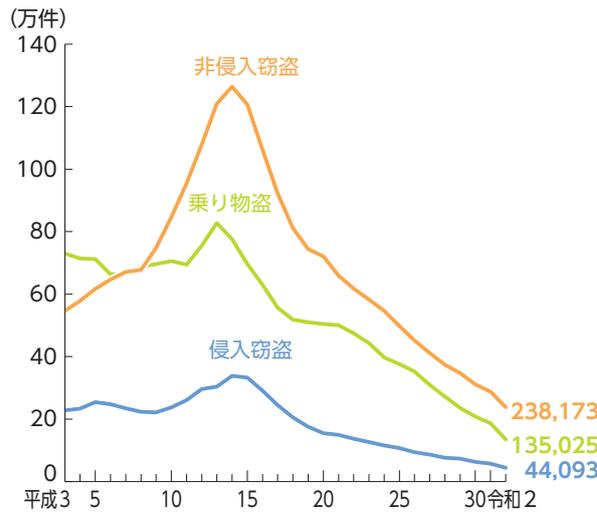
手口別では、侵入窃盗である空き巣は、平成27年から令和元年までは前年比5.7～13.7%の幅で

減少していたのに対し、2年は前年から29.0%減少したほか、乗り物盗のうち自転車盗は、平成27年から令和元年までは前年比8.3~13.1%の幅で減少していたのに対し、2年は前年から28.4%減少した。なお、特殊詐欺（第8編第3章第1節1項参照）に関する手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、すきをみて金品を窃取するもの）の認知件数については、2年は払出盗が8,970件（前年比51.1%増）と前年より大きく増加したのに対し、職権盗が2,837件（同23.6%減）と大きく減少した（警察庁の統計による。）。

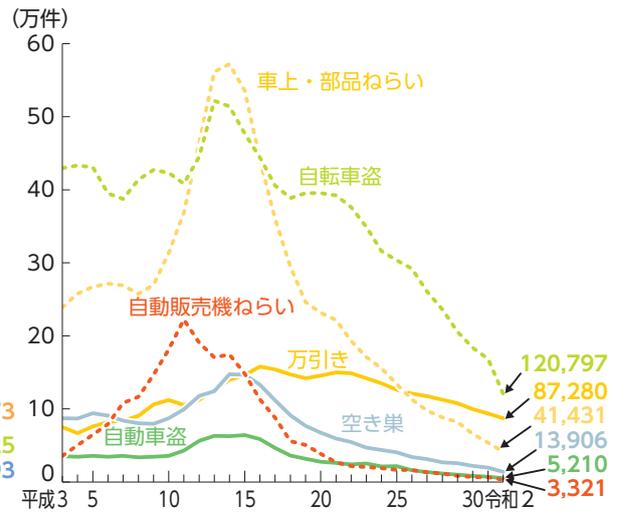
1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別，手口別）

（平成3年～令和2年）

① 態様別



② 手口別

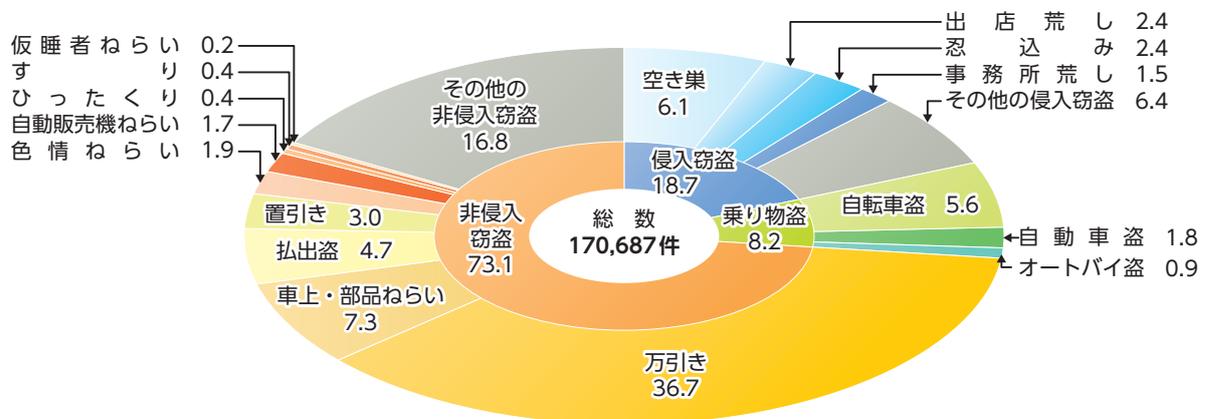


注 警察庁の統計による。

令和2年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

（令和2年）



注 1 警察庁の統計による。

2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

令和2年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（72.2%）、非侵入窃盗（52.4%）、乗り物盗（10.4%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは71.7%であった（警察庁の統計による。）。

## 2 強制性交等・強制わいせつ

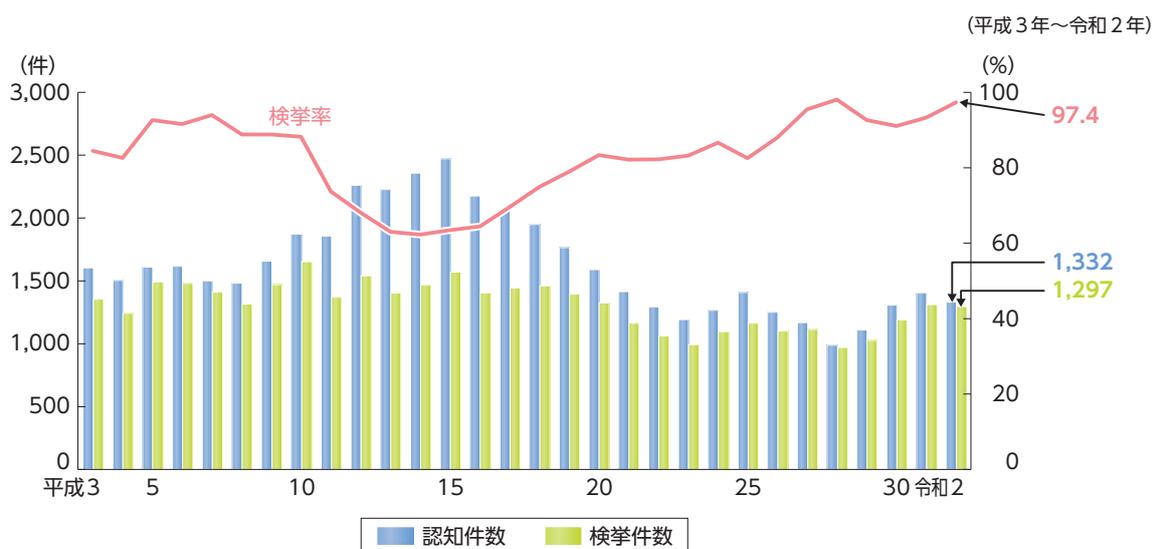
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）の罪は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者性交等の罪とともに、非親告罪とされた。

強制性交等（前記改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年から令和元年までやや増加したものの、2年は前年より減少し、1,332件（前年比73件（5.2%）減。なお、前記改正によって対象が拡大した点には留意が必要である。）であり、うち女性を被害者とするものは1,260件であった（**6-1-3-1表**参照）。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から令和元年まで増加に転じ、2年は前年より減少し、1,297件（同14件（1.1%）減）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、29・30年と低下したが、令和元年から上昇し、2年は97.4%（同4.1pt上昇）であった。

このうち、令和2年における監護者性交等の認知件数は101件、検挙件数は102件（検挙率は101.0%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和2年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、66件であった（法務省刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



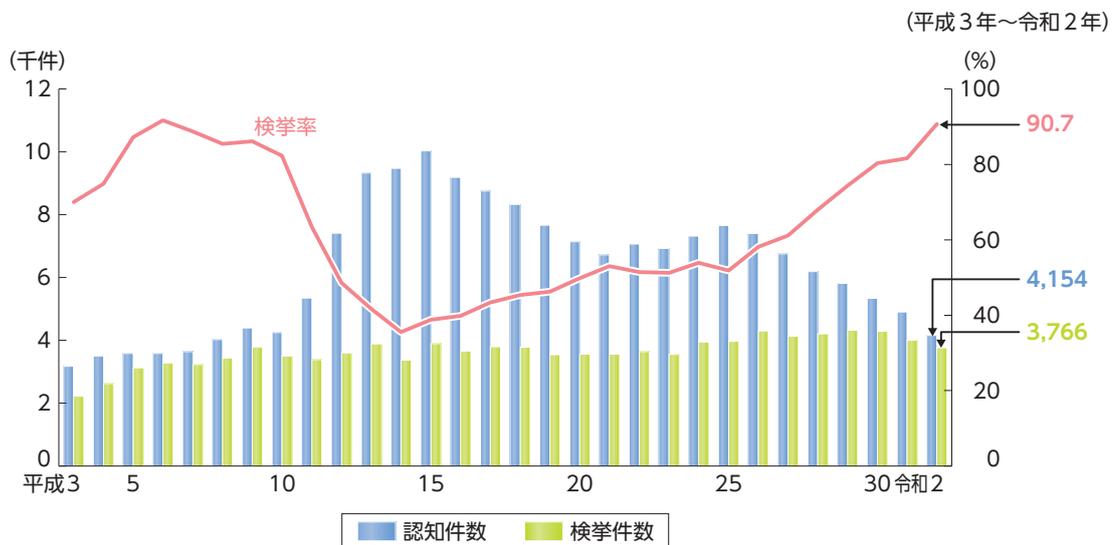
注 1 警察庁の統計による。

2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

強制わいせつ（前記改正前は準強制わいせつを含み、改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-6図**のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年まで増加傾向にあったが、26年から減少し続け、令和2年は4,154件（前年比746件（15.2%）減。なお、前記改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が、強姦性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点には留意する必要がある。）であった。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台で推移していたが、令和元年に再び3,000件台となり、2年は3,766件（同233件（5.8%）減）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあり、令和2年は90.7%（同9.0pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和2年における監護者わいせつの認知件数は89件、検挙件数は83件（検挙率は93.3%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

**1-1-2-6図** 強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



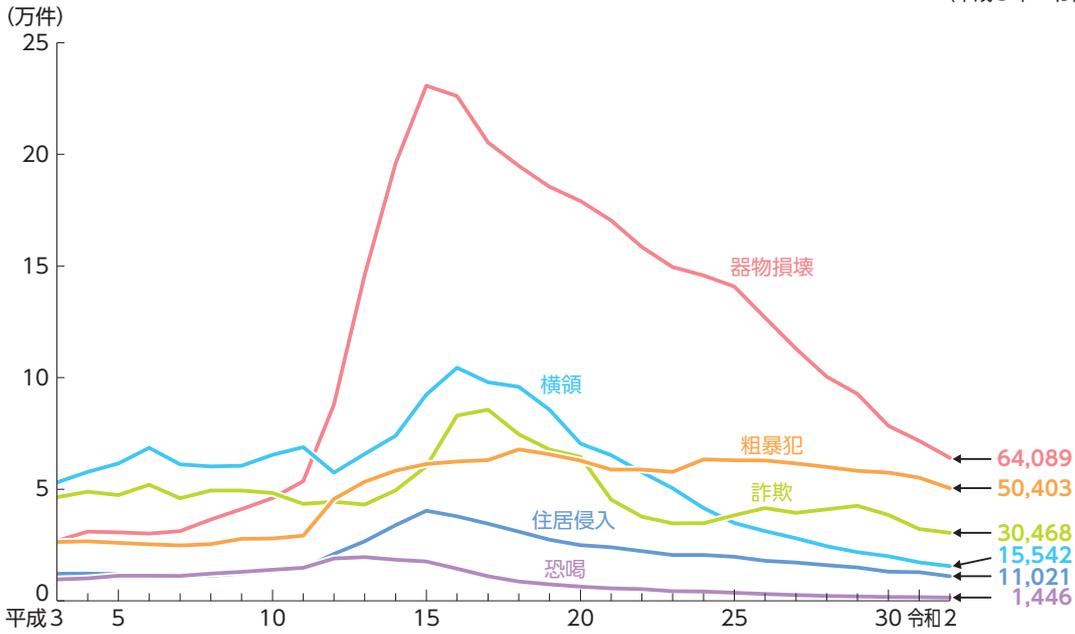
注 警察庁の統計による。

### 3 その他の刑法犯

窃盗及び強姦性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、**1-1-2-7図**のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移 (罪名・罪種別)

(平成3年～令和2年)



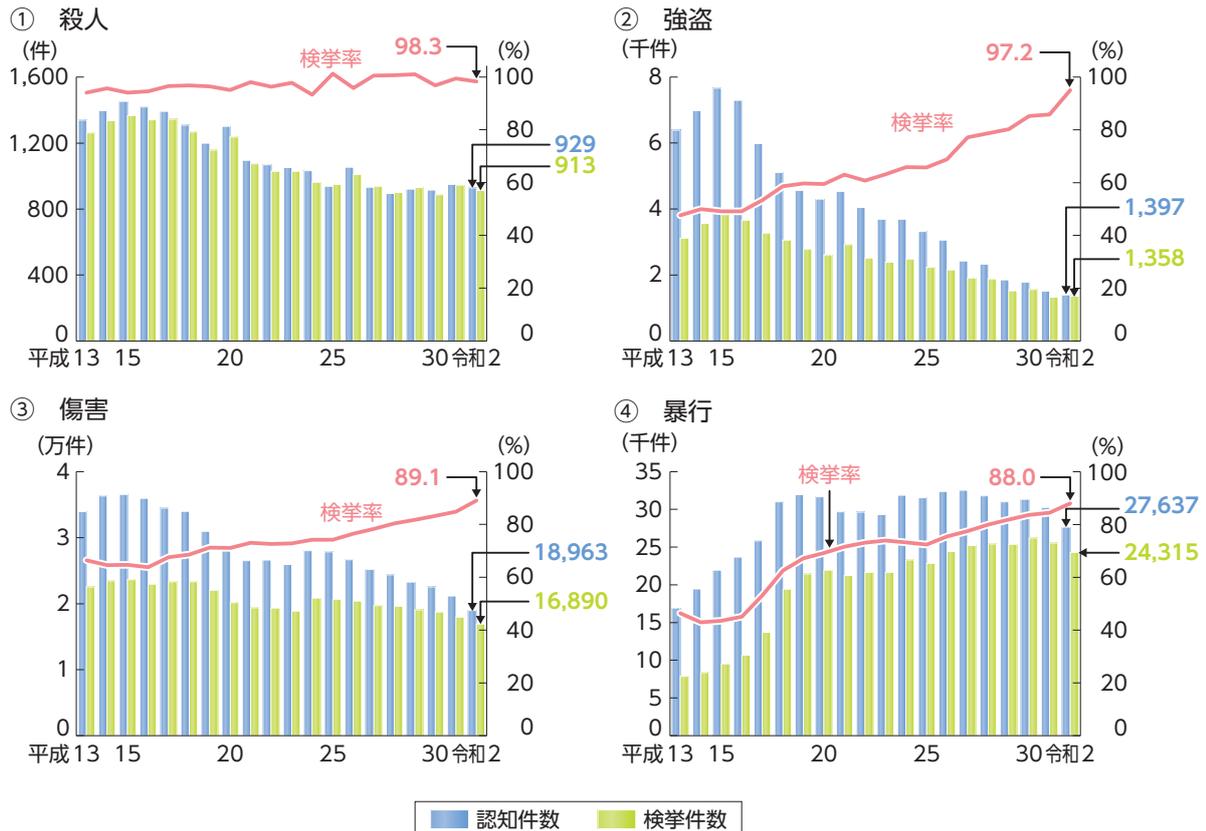
注 1 警察庁の統計による。  
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。  
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-8図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照。詐欺の認知件数、検挙件数及び検挙率については第8編第3章第1節1項（1）ア及び同項（3）ア参照）。

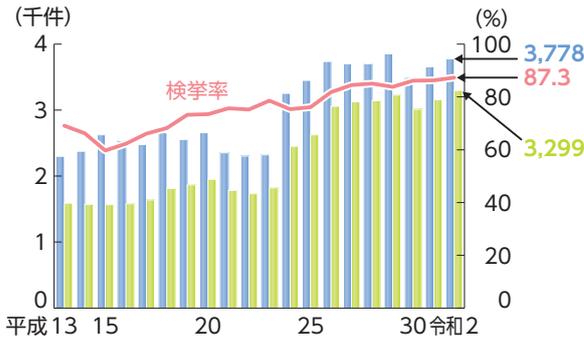
なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。

1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移 (罪名別)

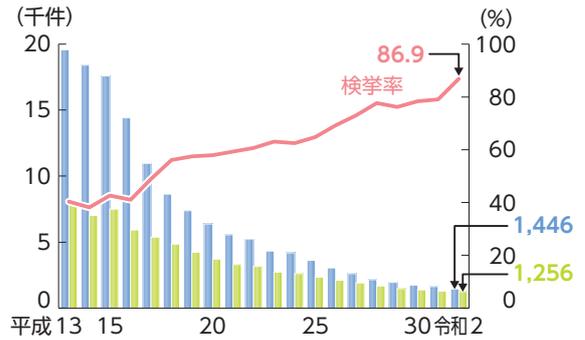
(平成13年～令和2年)



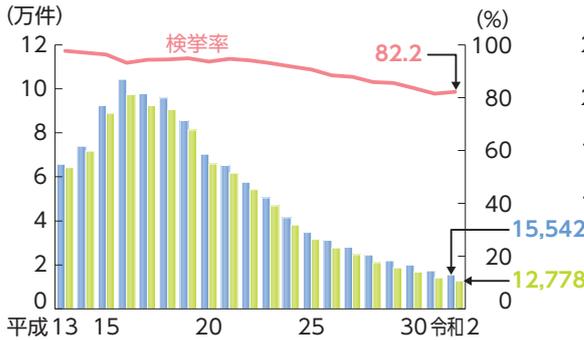
⑤ 脅迫



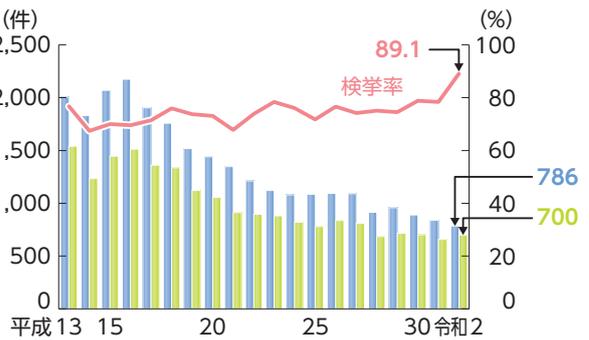
⑥ 恐喝



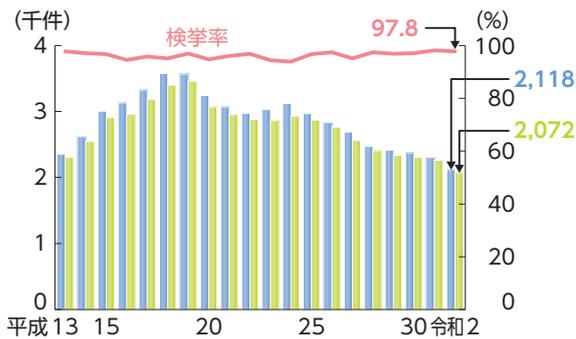
⑦ 横領 (遺失物等横領を含む)



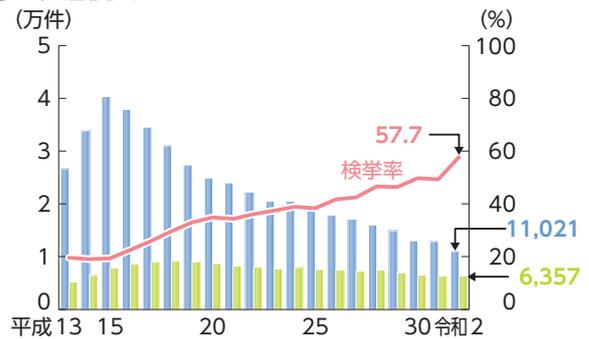
⑧ 放火



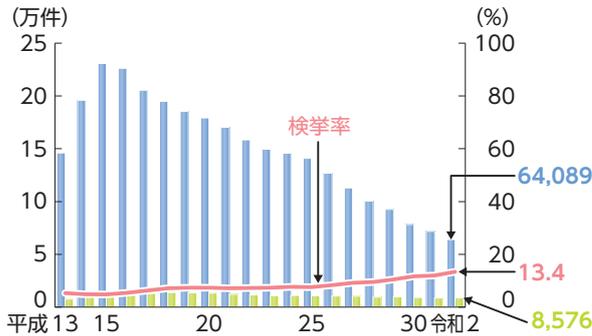
⑨ 公務執行妨害



⑩ 住居侵入



⑪ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。  
 2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

### (1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、同年に戦後最少の895件を記録した。その後はおおむね横ばいで推移しており、令和2年は929件（前年比21件（2.2%）減）であった。検挙率は、安定して高い水準（2年は98.3%）にある。

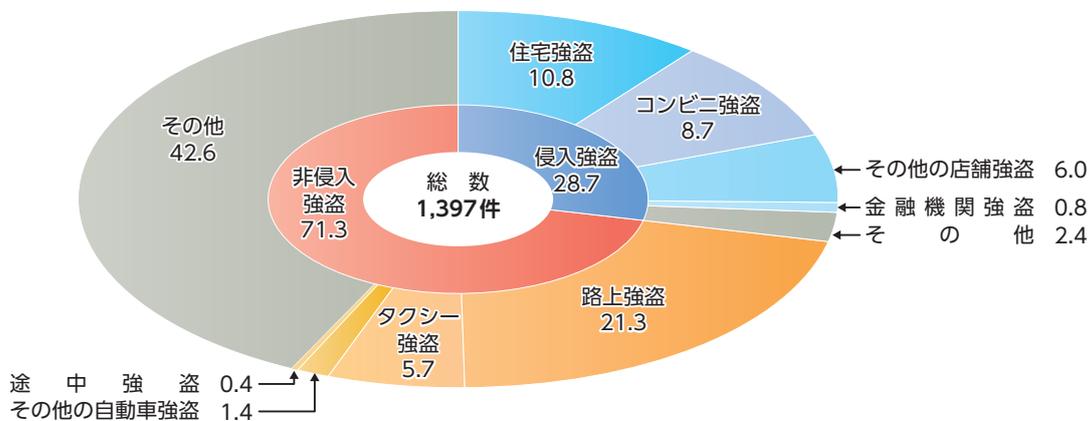
### (2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和2年は1,397件（前年比114件（7.5%）減）と戦後最少を更新した。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和2年は97.2%（同9.5pt上昇）であった。

令和2年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和2年)



- 注 1 警察庁の統計による。  
2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。  
3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

### (3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあり、27年から令和元年までの5年間における前年比減少率は平均4.5%であったが、2年は前年より10.5%減少した1万8,963件（前年比2,225件減）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移していたが、令和2年は2万7,637件（同2,639件（8.7%）減）と前年から大きく減少した。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたが、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移しており、令和2年は3,778件（同121件（3.3%）増）であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にある。

### (4) 恐喝 (1-1-2-8図⑥)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けており、令和2年は1,446件（前年比183件（11.2%）減）であった。

### (5) 横領 (1-1-2-8図⑦)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けており、令和2年は1万5,542件（前年比1,712件（9.9%）減）であった。

**(6) 放火 (1-1-2-8図⑧)**

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和2年は786件（前年比54件（6.4%）減）であった。

**(7) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑨)**

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあり、令和2年は2,118件（前年比185件（8.0%）減）であった。

**(8) 住居侵入 (1-1-2-8図⑩)**

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和2年は1万1,021件（前年比1,832件（14.3%）減）であった。

**(9) 器物損壊 (1-1-2-8図⑪)**

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和2年は6万4,089件（前年比7,606件（10.6%）減）であった。検挙率は、平成15年まで低下した後、16年から上昇傾向にあり、令和2年は13.4%（同1.4pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

## 第1節 主な統計データ

令和2年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

## 令和2年の主な統計データ（特別法犯）

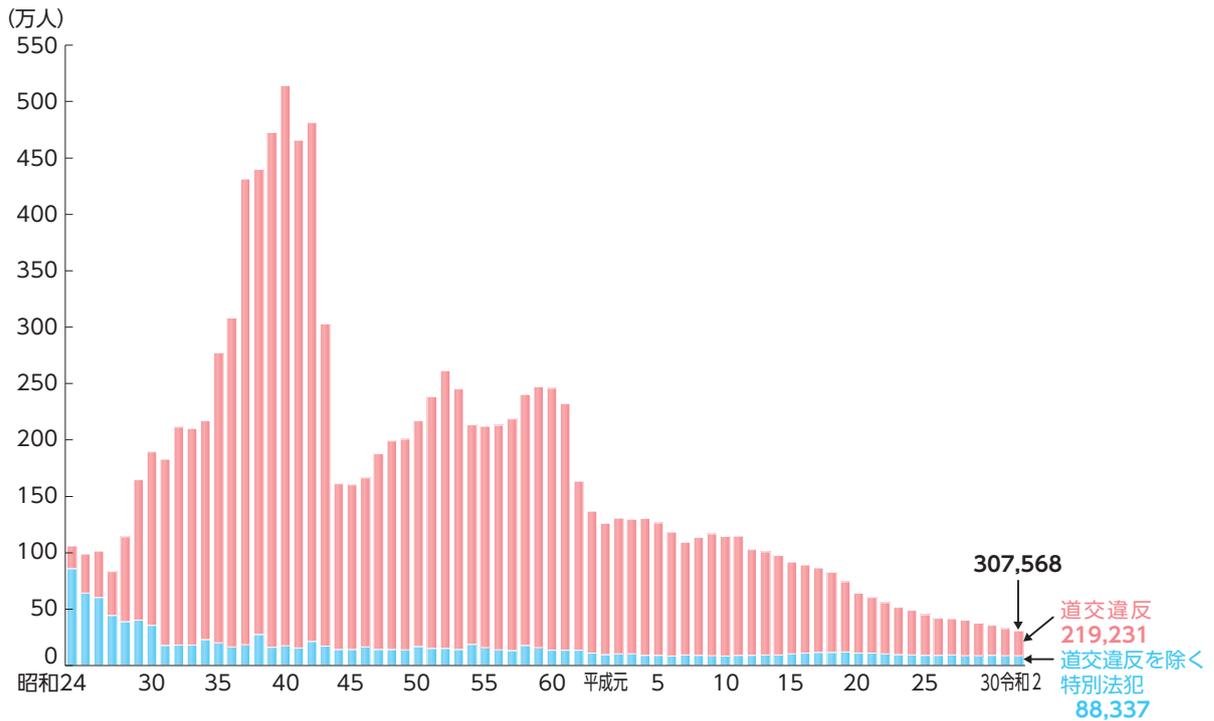
	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)
① 道路交通法違反	218,540人	(71.1%)	(-20,960人, -8.8%)
② 覚醒剤取締法違反	13,644人	(4.4%)	(+319人, +2.4%)
③ 軽犯罪法違反	8,267人	(2.7%)	(+592人, +7.7%)
④ 廃棄物処理法違反	7,665人	(2.5%)	(+622人, +8.8%)
⑤ 入管法違反	7,436人	(2.4%)	(+638人, +9.4%)
⑥ 大麻取締法違反	7,243人	(2.4%)	(+988人, +15.8%)
⑦ 銃刀法違反	5,823人	(1.9%)	(+30人, +0.5%)
⑧ 自動車損害賠償保障法違反	3,212人	(1.0%)	(-132人, -3.9%)
⑨ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反	3,064人	(1.0%)	(-333人, -9.8%)
⑩ 犯罪収益移転防止法違反	2,502人	(0.8%)	(+104人, +4.3%)
その他	30,172人	(9.8%)	
総数	307,568人	(100.0%)	(-20,485人, -6.2%)
	<b>【平成13年総数】</b>		<b>【平成13年比】</b>
	1,009,850人		[-702,282人, -69.5%]

注 1 検察統計年報による。  
2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含まない。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**1-2-1-1**図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返していたが、12年からは21年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降における最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年（11万9,813人）をピークとして、その後は減少傾向にあるが、令和2年は8万8,337人（前年比469人（0.5%増）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和2年)

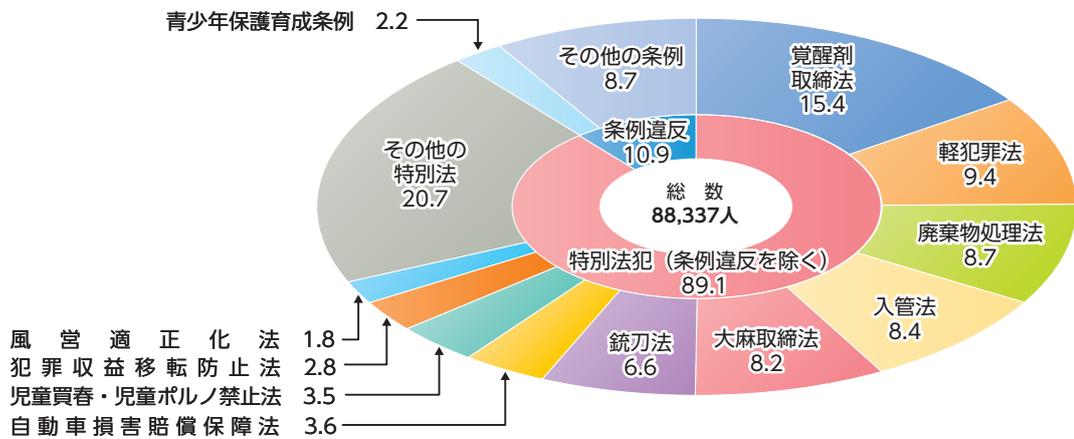


- 注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。  
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。  
 昭和24年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令  
 25年～34年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令  
 35年～37年 道路交通法及び道路交通取締令  
 38年～43年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法  
 44年～令和2年 道路交通法及び保管場所法

令和2年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和2年)



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 道交違反を除く。

迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、近年減少傾向にあり、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたが、令和2年は1,915件（前年比874件（31.3%）減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

## 第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、**1-2-2-1 図**のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1，2，4及び5の各章をそれぞれ参照。

**銃刀法**違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和2年は5,823人（前年比0.5%増）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、3年6月、同法が改正され（令和3年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（4年3月までに施行）。

**廃棄物処理法**違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年は7,665人（前年比8.8%増）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成29年6月、同法が改正され（平成29年法律第61号）、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた（30年4月施行）。

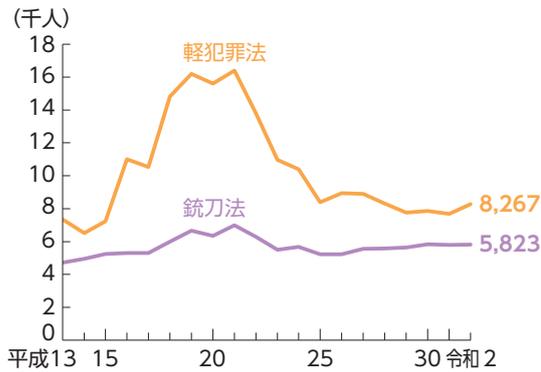
**風営適正化法**違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和2年は1,570人（前年比17.5%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

**児童買春・児童ポルノ禁止法**違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、特に24年以降7年連続で増加していたが、令和元年から減少し、2年は3,064人であった（前年比9.8%減）（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、平成26年6月、同法が改正され（平成26年法律第79号）、児童ポルノをみだりに所持することなどが一般的に禁止されたほか、児童ポルノの製造の罪について盗撮の場合にも処罰対象になるとともに（同年7月施行）、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持することなども処罰対象とされた（27年7月適用開始）。

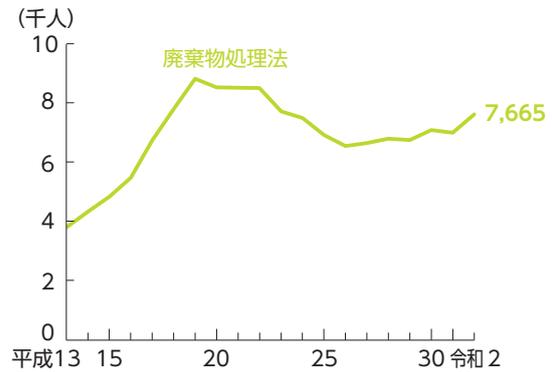
なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

(平成13年～令和2年)

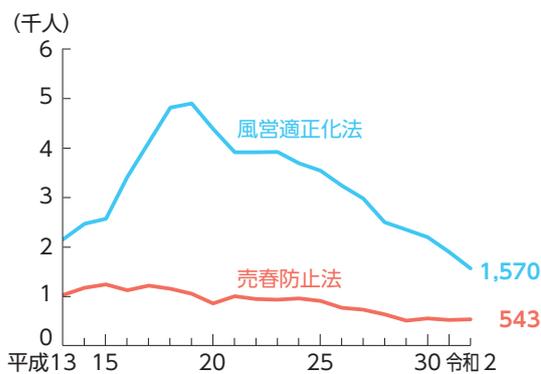
## ① 保安関係



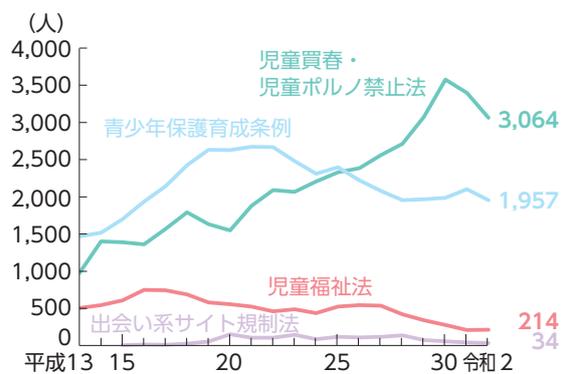
## ② 環境関係



## ③ 風紀関係



## ④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



注 検察統計年報による。

令和2年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の720人から566人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和2年における各種選挙違反の検挙人員は、前年の640人から45人に大幅に減少した。違反態様別に見ると、「文書図画に関する制限違反」が14人（31.1%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」10人（22.2%）、「買収、利害誘導」9人（20.0%）、「運動期間の違反」5人（11.1%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され（令和2年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、上記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年9月施行）。

## 第1節 諸外国における犯罪

この節では、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の4か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する。

UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記4か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

# 1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

**1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移**

(2014年～2018年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	395	0.3
2015	363	0.3
2016	362	0.3
2017	306	0.2
2018	334	0.3

② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	792	1.2
2015	1,012	1.6
2016	874	1.4
2017	824	1.3
2018	779	1.2

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	716	0.9
2015	682	0.8
2016	963	1.2
2017	813	1.0
2018	788	0.9

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	589	0.9
2015	652	1.0
2016	789	1.2
2017	809	1.2
2018	...	...

⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	14,164	4.4
2015	15,883	4.9
2016	17,413	5.4
2017	17,284	5.3
2018	16,214	5.0

注 1 UNODC ResearchによるdataUNODCのHomicide rates（殺人率）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。  
 2 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。  
 3 前記「殺人率」統計において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。  
 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

## 2 強盗

この項でいう「強盗」とは、dataUNODCにおける「Robbery」をいう。各国における「強盗」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における強盗の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

### ① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	3,056	2.4
2015	2,426	1.9
2016	2,332	1.8
2017	1,852	1.5
2018	1,787	1.4

### ② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	114,093	177.7
2015	104,116	161.5
2016	104,439	161.5
2017	100,080	154.3
2018	...	...

### ③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	45,475	55.8
2015	44,666	54.6
2016	43,009	52.3
2017	38,849	47.0
2018	...	...

### ④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	52,556	80.3
2015	53,270	80.9
2016	61,440	92.7
2017	79,212	118.7
2018	...	...

### ⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	322,900	101.3
2015	328,100	102.3
2016	332,800	103.0
2017	320,600	98.6
2018	...	...

- 注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのRobbery（強盗）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「強盗」統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 4 前記「強盗」統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

### 3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」、「Theft of cars」及び「Theft」という三つのタイプの総計をいう。各国における「窃盗」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を手口別に見ると、1-3-1-3表のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

#### ① 日本

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	605,038	(472.1)	93,566	(73.0)	59,824	(46.7)	451,648	(352.4)
2015	547,030	(427.4)	86,373	(67.5)	49,307	(38.5)	411,350	(321.4)
2016	486,933	(381.1)	76,477	(59.9)	35,959	(28.1)	374,497	(293.1)
2017	450,117	(353.0)	73,122	(57.3)	30,397	(23.8)	346,598	(271.8)
2018	398,262	(313.1)	62,745	(49.3)	23,920	(18.8)	311,597	(245.0)

#### ② フランス

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,977,635	(3,080.7)	379,153	(590.6)	169,084	(263.4)	1,429,398	(2,226.7)
2015	1,944,688	(3,017.2)	379,253	(588.4)	168,072	(260.8)	1,397,363	(2,168.0)
2016	1,925,847	(2,978.1)	382,910	(592.1)	161,512	(249.8)	1,381,425	(2,136.2)
2017	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)
2018	…	(…)	…	(…)	…	(…)	…	(…)

#### ③ ドイツ

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,826,618	(2,242.6)	446,073	(547.7)	58,401	(71.7)	1,322,144	(1,623.3)
2015	1,869,447	(2,285.7)	463,929	(567.2)	56,563	(69.2)	1,348,955	(1,649.3)
2016	1,782,844	(2,169.1)	432,730	(526.5)	59,633	(72.6)	1,290,481	(1,570.0)
2017	1,575,718	(1,906.3)	365,182	(441.8)	54,114	(65.5)	1,156,422	(1,399.0)
2018	1,459,327	(1,755.6)	326,409	(392.7)	50,440	(60.7)	1,082,478	(1,302.2)

#### ④ 英国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	1,913,919	(2,925.5)	440,930	(674.0)	83,222	(127.2)	1,389,767	(2,124.3)
2015	1,986,414	(3,016.1)	427,805	(649.6)	88,591	(134.5)	1,470,018	(2,232.0)
2016	2,116,118	(3,191.8)	435,779	(657.3)	103,932	(156.8)	1,576,407	(2,377.8)
2017	2,261,010	(3,388.4)	459,600	(688.8)	118,456	(177.5)	1,682,954	(2,522.1)
2018	2,273,426	(3,386.0)	443,035	(659.9)	126,516	(188.4)	1,703,875	(2,537.7)

#### ⑤ 米国

年次	窃盗		侵入盗		自動車盗		その他の窃盗	
			件数	発生率	件数	発生率	件数	発生率
2014年	8,209,100	(2,576.0)	1,713,200	(537.6)	686,800	(215.5)	5,809,100	(1,822.9)
2015	8,024,200	(2,500.7)	1,587,600	(494.8)	713,100	(222.2)	5,723,500	(1,783.7)
2016	7,928,500	(2,454.5)	1,516,400	(469.5)	767,300	(237.5)	5,644,800	(1,747.5)
2017	7,682,900	(2,363.4)	1,397,000	(429.7)	772,900	(237.8)	5,513,000	(1,695.9)
2018	7,196,000	(2,200.0)	1,230,100	(376.1)	748,800	(228.9)	5,217,100	(1,595.0)

注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのBurglary（侵入盗）、Theft of cars（自動車盗）及びTheft（その他の窃盗）の各統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「侵入盗」、「自動車盗」及び「その他の窃盗」の各統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。

2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。

3 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。

4 ( )内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。

5 前記「侵入盗」、「自動車盗」及び「その他の窃盗」の各統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。

6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

## 4 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（平成30年（2018年）までの最近5年間）を見ると、1-3-1-4表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

### ① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	8,650	6.7
2015	7,922	6.2
2016	7,177	5.6
2017	6,918	5.4
2018	6,647	5.2

### ② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	30,959	48.2
2015	33,283	51.6
2016	37,480	58.0
2017	41,587	64.1
2018	...	...

### ③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	34,959	42.9
2015	34,265	41.9
2016	37,166	45.2
2017	34,815	42.1
2018	...	...

### ④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	89,923	137.4
2015	118,760	180.3
2016	135,445	204.3
2017	166,104	248.9
2018	...	...

### ⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	...	...
2015	...	...
2016	...	...
2017	...	...
2018	...	...

- 注 1 「発生件数」は、UNODC ResearchによるdataUNODCのSexual Violence（性暴力）統計（令和3年（2021年）5月14日確認）による。ただし、「日本」の「発生件数」のうち、同「性暴力」統計において数値が入手できなかった2017年及び2018年の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「日本」の「性暴力」は、強姦等（強姦、準強姦、準強姦性交等及び監護者性交等を含む。）及び強制わいせつ（準強姦わいせつ及び監護者わいせつを含む。）をいう。
- 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 5 前記「性暴力」統計又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

## 第2節 国外における日本人の犯罪

令和2年(2020年)の日本人の出国者数は、317万4,219人(前年比84.2%減)であった(出入国在留管理庁の資料による)。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和元年(2019年)は418件(前年比6.1%増)、396人(同0.3%増)であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、**1-3-2-1表**のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

(令和元年(2019年))

総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・ 暴行	強制性交 等・強制 わいせつ	強盗	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	—	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)

- 注 1 外務省領事局の資料による。  
 2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。  
 3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。  
 4 ( )内は、構成比である。